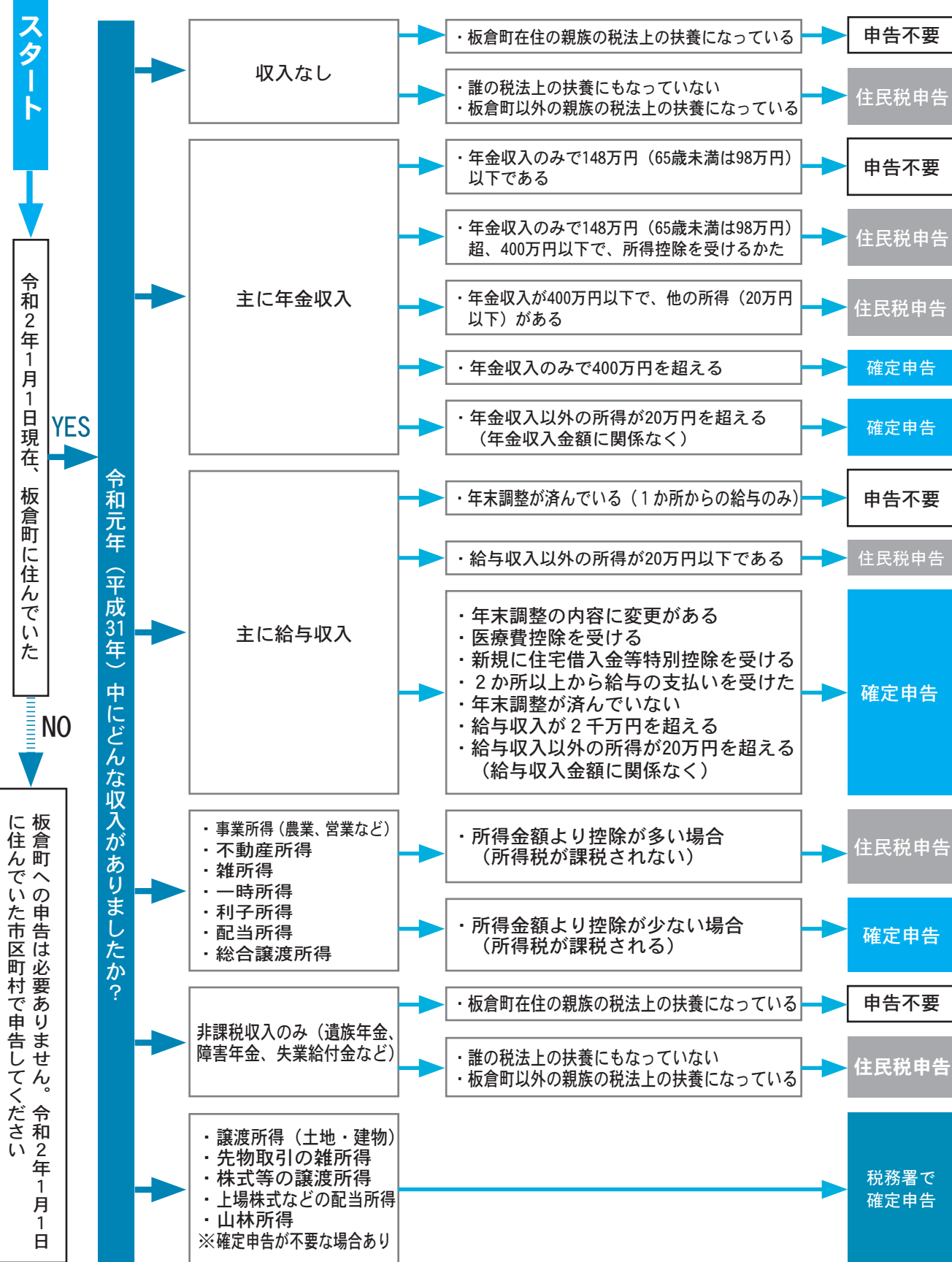




# 申告フローチャート

- ・簡易に判断する場合のフローチャートです。不明な点はお問い合わせください
- ・年齢は令和2年1月1日現在です
- ・納めすぎた所得税の還付を受ける場合は、下表にかかわらず確定申告が必要です



# 所得税・町県民税

## 申告相談を実施します

2月17日~3月16日 土日祝日を除く  
 受付時間：午前9時~午後3時30分  
 役場1階中会議室

◆ご都合のよい日にお越しください

期限内に申告をしましょう

所得税・町県民税の申告は、町県民税額だけではなく、国民健康保険税や介護保険料などの算出基礎になります。自分が国民健康保険や介護保険に加入していない場合も、同じ世帯に加入しているかたがいる場合には、申告の内容によって、保険料などの軽減措置が受けられる場合があります。忘れずに申告をしましょう。

申告が必要なかた

- 令和2年1月1日現在、板倉町に在住しているかたで、次のいずれかに該当するかた
- ▼事業、農業、不動産、配当などの所得があるかた
- ▼給与収入が2千万円を超えるかた
- ▼給与収入・年金収入以外に所得があるかた
- ▼令和元年中に退職して、年末調整をしていないかた
- ▼23~64歳のかたで、無収入のかた(板倉町在住者の扶養に入っている場合は除きます)
- ▼医療費控除や生命保険料控除等を申告して、所得税の還

付を受けたいかた

- 申告しなくてもよいかた
- ▼税務署で所得税の確定申告をするかた(e-taxでの電子申告も含みます)
- ▼収入は給与のみで、年末調整が済んでいて、その他の控除がなく、勤務先が給与支払報告書を町へ提出するかた
- ▼収入は公的年金等のみで、その他の控除が無いかた

申告に必要なもの

- ▼印鑑(スタンプ式は不可)
- ▼収入の分かる書類
- ▼給与・年金等の源泉徴収票
- ▼農業・営業等の収支内訳書
- ▼配当金の支払通知書など
- ▼マイナンバーカード(カードがないかたは、マイナンバーがわかる書類と、本人確認書類)
- ▼扶養しているかたのマイナンバーが確認できるもの

番号順で受け付けます



申告を受けるかたは、申告会場にある番号札をお取りください。申告受付は基本的に番号順に行います。(申告の内容や、お呼びした時の状況により、多少前後することがあります)

- ▼医療費の明細書(税務課窓口、各公民館にあります。国税庁や町のホームページからもダウンロードできます)
- ▼生命・地震等の保険料支払証明書
- ▼身体障害者手帳、療育手帳等

【注意とお願い】

※現在、館林税務署からは原則的に確定申告用紙をお送りしていません。代わりに確定申告のお知らせがきをお送りしています。

確定申告用紙が必要な場合には、館林税務署または役場税務課までお越しください。

問合せ 住民税係 82-6127